

会員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第61条に基づき、公益財団法人日本法制学会（以下「この法人」という。）と、この法人が管理運営する会員制度の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人は、理事長の承認を得て普通会員となることができる。

(特別会員)

第3条 前条に規定する以外の法人、団体並びに個人で、この法人の目的、事業に賛同する者は、理事長の承認を得て特別会員となることができる。

(賛助会員)

第4条 前2条に規定する法人、団体及び個人で、この法人の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続)

第5条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費及び入会金)

第6条 会員は、会員が入会するときに納入する入会金、以後毎年納入する年会費、及び会員種別に関しては、別表のとおりとする。

(除 名)

第7条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

(2) 正当な理由がなく会費を一定期間以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第8条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

別表

	会員種別	入会金	年会費
日本法制学会	普通会员	5千円	5千円
	特別会員	5万円	5万円
	賛助会員	1口6万円	1口6万円以上
災害救援ボランティア推進委員会	会員（個人会員）	1口1万円	1口1万円以上
	協力会員	1口6万円	1口6万円以上
行財政研究会	個人会員	5千円	5千円
	賛助会員	5万円以上	5万円以上